

「復興特別所得税」に関するお知らせ

預金・国債の利子、および信用金庫の普通出資配当金等に課税される所得税に対し、**平成25年1月1日から**平成49年12月31日までの25年間、「復興特別所得税」として、所得税額に対して2.1%が追加課税されますのでお知らせいたします。

- 復興特別所得税は、所得税(国税)の源泉徴収の際に併せて行われ、所得税と復興特別所得税の合計額率を乗じて計算した金額が源泉徴収されます。

※合計税率(%) = 所得税率(%) × 102.1% となります。

	平成24年まで	平成25年から
預金利息 【定期預金、定期積金等】 国債利子にかかる 源泉徴収税率	20% 所得税 15% 住民税 5%	20.315% 所得税 15.315% 住民税 5%

	平成24年まで	平成25年から
信用金庫の 普通出資配当金に かかる 源泉徴収税率	20% 所得税 20%	20.42% 所得税 20.42%

- 利子の計算期間にかかわらず、**平成25年1月1日以降の満期時・中途解約時に支払われる利息に対し、一律に上記税率が課せられます。**（期日を境にした日割り計算は行いません。）
また、各種資料やパンフレット等において所得税が従来の税率により表示されている場合も、**平成25年1月1日以降は上記税率となります**のでご承知ください。
- 平成25年1月1日以降に支払われる信用金庫の普通出資配当金に対しても復興特別所得税が課せられます。
- マル優、マル特を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課せられません。

※本資料は、金融商品の税制に関しての一般的なご案内です。個別具体的なケースではお取扱いが異なることがありますので、税理士や税務署等にご相談ください。